

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

札幌市内における北海道警戒ステージ「ステージ4」相当の感染状況に係る
市内事業者の皆さまへのお願について

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は、令和 2 年 11 月 7 日付けで警戒ステージを「ステージ 3」に引き上げ、同日から令和 2 年 11 月 27 日までの期間を「集中対策期間」として、道民に対する行動変容及びすすきの地区における営業時間短縮等の協力要請をいたしました。

しかしながら、札幌市を中心とした感染拡大が続いている状況から、北海道は、集中対策期間において札幌市を対象に、感染リスクを回避できない場合における不要不急の外出自粛等、警戒ステージ「ステージ 4」に相当する強い措置を講じることといたしました。

このことから、札幌市においては、これ以上の感染拡大を徹底して抑え込むために、感染防止策に取り組んでいくことが不可欠です。

各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 北海道の感染拡大防止に向けた要請内容の概要

	令和 2 年 11 月 7 日付け要請(前回)	令和 2 年 11 月 17 日付け要請(今回)
対策期間	令和 2 年 11 月 7 日 (土)	～同年 11 月 27 日 (金)
市民・滞在している方	<ul style="list-style-type: none">・特に飲酒を伴う場面等における感染リスクを回避する行動の徹底・すすきの地区における 22 時から翌 5 時まで、酒類を提供する施設の利用自粛・体調が悪い場合の外出自粛・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用・テレワークや時差出勤などの更なる徹底・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの更なる活用	<ul style="list-style-type: none">・<u>感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛</u>・すすきの地区における 22 時から翌 5 時まで、酒類を提供する施設の利用自粛・体調が悪い場合の外出自粛・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用・テレワークや時差出勤などの<u>より一層の徹底</u>・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの<u>徹底した活用</u>

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・すすきの地区の酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮 ・北海道スタイル、感染防止対策の更なる徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・すすきの地区の酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮 ・北海道スタイル、感染防止対策の<u>再確認</u>と徹底
-----	--	--

※ 札幌市内における要請内容

2 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、以下(1)～(6)について、取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ周知の徹底をお願いいたします。

(1) 感染リスクを回避できない場合における自粛要請

札幌市内で、感染リスクを回避できない場合におかれましては、不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えるようお願いいたします。

【感染リスクを回避できない場合の例】

- ・北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- ・密閉された屋内における人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- ・飲食の場における大人数(例えば5人以上)の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超える長時間の飲食

(2) すすきの地区における営業時間等の短縮協力要請

対象となる事業者の皆さまにおかれましては、別紙「事業者の皆さまへのお願い」をご参照の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

(3) 北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる北海道スタイル(従業員による「新しい生活様式」、事業者における「7つのポイントプラス1」の取組)を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

(4) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL: https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定にあたって参考としております感染拡大予防ガイドラインは、以下の内閣官房のホームページに一覧がございます。

(URL: <https://corona.go.jp/>)

(5) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ(COCOA)の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」(北海道)や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム(北海道ホームページ)】

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsysteem.htm>)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(6) その他

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、以下ア～ケについて、特に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ア 家族以外との会食は、なるべく控えること。
- イ 必要な場合でも、4人以内の少人数での会食にとどめること。
- ウ 外出や会食等により人との接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける、2時間以上に及ぶ飲食は控える等の感染対策を行うこと。
- エ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤をより一層徹底すること。
- オ 従業員の健康状態（体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等）を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤させないこと。
- カ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。
- キ 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。
- ク 北海道スタイルに基づく感染防止対策が徹底されていない施設の利用を自粛すること。
- ケ 札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目に囲まれた区域において、22時から翌日5時まで、酒類を提供する施設の利用を控えること。

3 参考

- (1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）
警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。
(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)
- (2) 職場における感染症予防の注意事項等（札幌市）
以下の札幌市のホームページにおいて、職場において注意すべき事項をまとめておりますのでご確認ください。
(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)
また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。
(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

- | |
|---|
| <p>■すすきの地区における営業時間短縮等の協力要請に関する問い合わせ
お問い合わせ専用ダイヤル Tel.0570-200-105
(土曜・日曜・祝日を含む毎日開設 開設時間 8:45～17:15)</p> <p>■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ
札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 Tel.011-632-4567</p> <p>■当通知文に関する問い合わせ先
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 Tel.011-211-2352</p> |
|---|

事業者の皆さまへのお願い

札幌市における感染拡大を抑え込むため、集中的な対策の協力要請をしております。ご協力いただいている皆さまへ感謝を申し上げますとともに、引き続き対策へのご協力をお願いいたします。

○協力要請の概要

- 期間 11月7日(土)から11月27日(金)までの3週間
- 区域 すすきの地区
(南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)
- 対象施設と要請内容

接待を伴う飲食店
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行う料理店・食堂等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

営業時間を短縮

酒類提供時間を短縮

営業時間は
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間は
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底

- 協力支援金

申請要件や受付期間などを裏面に記載しております。

○協力要請・協力支援金のホームページ

- 札幌市公式ホームページ内

すすきの地区における営業時間短縮等の要請について

(https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/susukino_yosei.html)



○協力支援金の概要

申請要件などの概要は以下のとおりです。

詳細は申請書類をご確認ください。

- 申請書類は11月19日(木)からホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所などで配布します。

《配布場所》

市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンター

- 支援金 1事業者あたり 20万円
- 受付期間 令和2年12月1日(火)～令和2年12月28日(月)【消印有効】

■ 主な申請要件

- ▶ すすきの地区で対象施設※を管理する法人または個人の事業者であること。
※対象施設：従来から夜22時以降に営業している「接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、酒類提供を行うカラオケ店、酒類提供を行う料理店・食堂等」
- ▶ 令和2年11月11日(水)から令和2年11月27日(金)までの全ての期間において、下記の感染症防止対策に取り組むこと。

【感染症防止対策】

- (1) 接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店
 - ①朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮すること。
 - ②北海道スタイルに基づく対策を徹底していること。
- (2) 酒類提供を行うカラオケ店、酒類提供を行う料理店・食堂等
 - ①朝5時から夜22時までの間に酒類の提供時間を短縮すること。
 - ②北海道スタイルに基づく対策を徹底していること。

■ 主な申請書類

- ▶ 申請書および誓約書
 - ・申請書などの所定の様式は、11月19日(木)からホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター又は西創成まちづくりセンターにて配布します。
- ▶ 業種・業態が確認できるもの（全店舗分）
 - ・宣伝チラシ、ホームページ又は広告の写し、外観（店舗名入り）や内景及び酒類を提供していることが分かる写真など
- ▶ 営業時間・酒類提供時間の短縮などが分かるもの（全店舗分）
 - ・休業、営業時間の短縮、酒類提供時間短縮等の変更が分かる書類
例) 店頭告知チラシと店舗が一緒に写った写真、ホームページ、DMの写しなど
- ▶ 北海道スタイルに基づく対策を徹底していることが分かるもの（全店舗分）
 - ・北海道スタイルに基づく感染拡大防止策への取組内容が確認できる書類等
例) 「北海道スタイル安心宣言」や「北海道コロナ通知システム」を掲示した写真など

○お問い合わせ専用ダイヤル

開設時間 8：45～17：15（土曜・日曜・祝日を含む毎日）

電話番号 0570-200-105